クの額						
為替リスクの額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00	0.00
資産集中リスクの額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

第六節　信用リスク

第一款　総則

（信用リスクの額）

第百二十八条　第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　各信用エクスポージャーに係る信用リスク額の合計額（第百三十条に規定する信用エクスポージャーの額に次款第三目に規定するリスク係数を乗じて得られる各信用エクスポージャーの信用リスクの額の合計額をいう。）

二　特別勘定等を設けた保険契約に係る信用リスクの額（信用リスクに起因する損失が生じた場合に生じ得る特別勘定等を設けた保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額の増加額をいう。）

三　信用保険に係るリスクの額（第八十九条第一号に定める地域区分及び商品区分ごとに統合した額のうち、別表六に掲げる商品大区分が信用保険であるものの額の合計額をいう。）

第二款　各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額

第一目　信用エクスポージャー

（信用エクスポージャーの区分）

第百二十九条　信用エクスポージャーは、次の各号に掲げる区分に分類する。ただし、第三号に掲げるインフラ投資については、別表十二に定めるインフラ投資のうち負債性投資（債券又は貸付金（第四号から第八号までに掲げるものを除く。）をいう。）であるものに限り、分類することができるものとする。

一　公共部門（地方公共団体及び政府関係機関であって、その債務が中央政府により発行又は保証されていない組織に対する貸付金、債券、預貯金その他これらに類するもの（第三号から第八号までに掲げるものを除く。））

二　企業（会社、組合その他これらに準ずる事業体に対する貸付金、債券、預貯金その他これらに類するもの（次号から第八号までに掲げるものを除く。））

三　インフラ投資

四　証券化商品

五　再証券化商品

六　再保険

七　不動産ローン

八　その他の資産（保険約款貸付、規制対象銀行等の預金及びその他短期債権、代理店貸、未収保険料並びにその他の未収金及び前払費用）

２　前項第八号に含まれる規制対象銀行等の預金及びその他短期債権は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（外国の規制を含む。）の対象である銀行その他の金融機関への預金（保険会社等がその払戻しを任意の時期に請求することができるものに限る。）及び発行時における満期が三月未満のその他の債権をいう。

（信用リスクのエクスポージャーの額）

第百三十条　信用エクスポージャーの額は、経済価値ベースの評価に基づく資産エクスポージャーの額（相殺が法的に有効である場合に限り、同一の取引相手方に対する負債エクスポージャーの額と相殺する。ただし、負債エクスポージャーと相殺後の額が０を下回る場合にあっては、０とする。）及び第百三十二条に定めるオフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額を基礎として、次項から第五項までの規定を考慮したものとする。

２　第一項において、次の各号に定めるものは、信用エクスポージャーの額に含めないものとする。

一　中央政府等（中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の地方公共団体金融機構、国際開発金融機関（イに定めるものをいう。）、特定国際機関（ロに定めるものをいう。）及び国際開発銀行（複数の国によって創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行う機関をいう。）をいう。第百四十四条、第百四十八条及び第百五十三条において同じ。）に対する信用エクスポージャー

イ　国際開発金融機関は、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行をいう。

ロ　特定国際機関は、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティをいう。

二　前節第四款に定める株式リスクの額の計算において、第百十六条に規定する資産区分に含める資産

三　特別勘定等に属する資産であって、当該資産の全ての信用リスクが保険契約者に転嫁されているもの

四　前条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーのうち、政府又は保険業を営む者の共